



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2017 年 7 月 No.2

外国人就労法に関するアップデート

お客様各位

現行の「外国人就労法（B.E.2551）」及び「外国人のタイ国内での就労に関する勅令（B.E.2559）」に代わり、「外国人就労管理に関する勅令（B.E.2560）」が 2017 年 6 月 23 日から施行されましたので、お知らせいたします。

この改正による雇用者及び外国人従業員への主な影響は、以下のとおりです。

A. 雇用主

- 1) 雇用主が以下に該当する外国人従業員を雇用している場合、その雇用主に対して、外国人従業員 1 人当たり 40 万バーツから 80 万バーツの罰金を科せられる。（第 102 条及び第 122 条）
 - 労働省布告に定められた外国人に禁止されている業務に従事する外国人従業員
 - 有効な労働許可証を持たない外国人従業員
 - 他の雇用主の労働許可を有する外国人従業員
- 2) 雇用主が外国人従業員を労働許可証に記載された業務とは異なる業務に従事させている場合、その雇用主は外国人従業員 1 人当たり 40 万バーツ以下の罰金を科せられる。（第 123 条）
- 3) 雇用主が外国人従業員の雇用終了の際に、その届出を行わない、又は 7 日以内に届け出なかった場合、その雇用主に対して 10 万バーツ以下の罰金が科せられる。（第 124 条）
- 4) 雇用主が外国人従業員の労働許可証、又は ID カードを没収した場合、その雇用主は 6 ヶ月以下の懲役、又は 10 万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。（第 131 条）

B. 外国人従業員

- 1) 外国人従業員が有効な労働許可証を持たずに勤務している、又は労働省布告に定められた外国人に禁止されている業務に従事している場合、その外国人従業員は 5 年以下の懲役、又は 2,000 バーツから 10 万バーツの罰金、もしくはその両方が科せられる。(第 101 条)
- 2) 外国人従業員が労働許可証に記載された業務とは異なる業務に従事する場合、その外国人従業員は 10 万バーツ以下の罰金を科せられる。(第 121 条)
- 3) 外国人従業員が労働省に通知することなく、緊急業務を行う場合、その外国人従業員は 2 万バーツから 10 万バーツの罰金が科せられる。(第 119 条)

【改正の目的】

この改正は、タイで働く外国人を組織的かつ効率的に管理すること、タイで勤務する外国人労働者に対する雇用者の責任を明確化することを目的としており、違反者に対しては、より厳しい罰則を科すこととしています。また、外国人労働者を強制労働や人身売買から保護することを目的とした条項もこの改正法に定められています。

【KPMG のコメント】

この改正は、近隣国からの外国人労働者の流入を背景としているものと考えられますが、日本や他国から出張でタイに滞在される出張者にも影響が及ぶ可能性がありますので、今一度、社内での運用を見直しすることをお薦めします。この新勅令により違反した場合の雇用者及び外国人労働者に科せられる罰金が、旧法に比べて大幅に増額されている点にご留意ください。

本件に関してご質問等がございましたら、下記までご遠慮なくご相談ください。

税務担当

柴田 智以	伊藤 進	阿久津 三鳳
Executive Director	Associate Director	Coordinator
tshibata1@kpmg.co.th	sito1@kpmg.co.th	makutsu@kpmg.co.th

お問い合わせ

gjp-marketing@kpmg.co.th 日系企業担当

[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe, please [click here](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough

twitter.com/KPMG_TH


youtube.com/KPMGinThailand

facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app





examination of the particular situation. If you have any questions, please send an e-mail to info@kpmg.co.th

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd. a Thai limited company and a member of KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International") a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks of KPMG International.